

## 多様な働き方と生き方が選択できる社会に向けて

関連する主な人権課題：働く人の人権

日本国憲法は、勤労の権利を保障しています。しかし、日本の社会構造・就業構造の変化などを背景にして、非正規就業や所得格差の問題、職場でのハラスメント（嫌がらせ）など、働く人の人権にかかわる新たな課題が生じています。

ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を実現し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）がとれた社会を実現していくためには、何が大切なのかを考えてみましょう。

### ●研究課題

(1) 労働基準法など、「働く人の人権」にかかわる法律などを調べてみましょう。

#### 【ポイント】

- ・「職業安定法」などが制定された背景を調べてみましょう。
- ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」などが、制定された背景を調べてみましょう。

(2) 「働く人の人権」について、今日、何が問題になっているのかを調べてみましょう。

#### 【ポイント】

- ・「長時間労働」など、就業にかかわる課題を調べ、課題の背景について話し合ってみましょう。
- ・「パワー・ハラスメント」など、職場での人間関係に関わる課題を調べ、課題を解決するためには、何が大切なのかを話し合ってみましょう。

### ●活動課題

(1) 高校生就業体験事業などの機会を利用して、事業所における「職場環境づくり」の取組を聞いてみましょう。

#### 【ポイント】

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、どのような取組が行われているのかを聞いてみましょう。
- ・話をもとに、ディーセント・ワークについて話し合ってみましょう。

(2) 地域で、非正規就業者の人権を様々な形で支援している特定非営利活動法人(NPO)などを訪問してみましょう。

#### 【ポイント】

- ・どのような支援が必要とされているのかを聞いてみましょう。
- ・公共職業安定所（ハローワーク）などの公的機関との支援内容の違いについて聞いてみましょう。

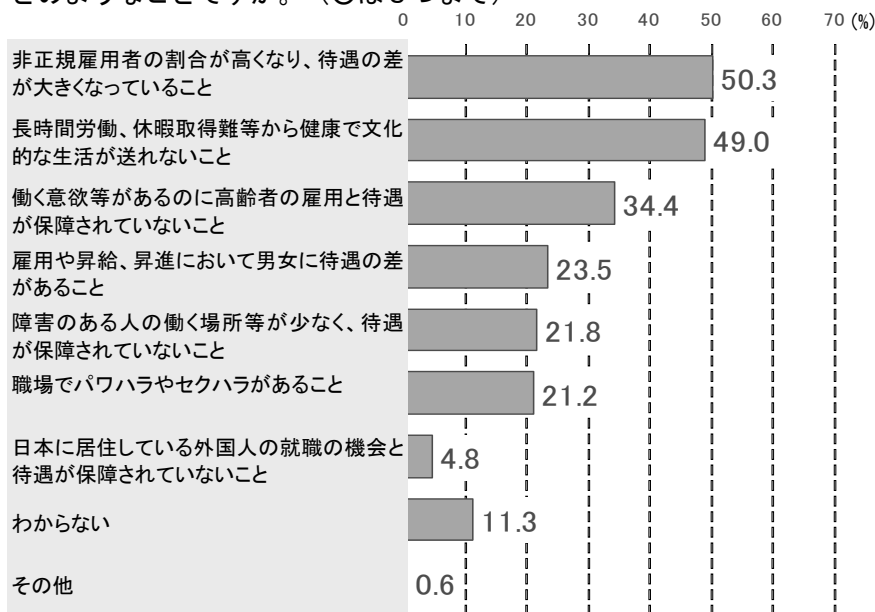
### ●ケーススタディ

「労働や仕事に関する今日的な課題」をテーマに調べ学習をし、それをもとにグループで話し合いをしたところ、次のような意見が出ました。あなたの考えは、どの意見に近い内容ですか。

- A 職業を経済活動と関連づけてとらえることも必要だが、社会参画や自己実現などの視点から、多面的にとらえていくことも大切だと思う。
- B ワーク・ライフ・バランスは、高校生活で例えるなら、「勉強と部活の両立」「大学受験と恋愛の両立」のようなものだから、本人のやる気次第で解決する問題だと思う。大切なのは、高校生の中に、自分の勤労観や職業観を確立することだと思う。
- C 企業の倒産やリストラなど、やむを得ない事情で失業した人も少なくないから、セーフティ・ネットの在り方など、福祉政策の視点からの議論が大切だと思う。
- D 今後の少子高齢化の進行を考えると、労働力の確保は国の存続にかかわってくる問題だと思う。ワーク・ライフ・バランスの問題は、日本の未来と地域の活性化にとって重要だと思う。
- E 世界的な経済状況や外国人労働者の問題などを取り上げ、国際的な視点からアプローチすることが大切だと思う。

## ●人権に関する県民意識調査

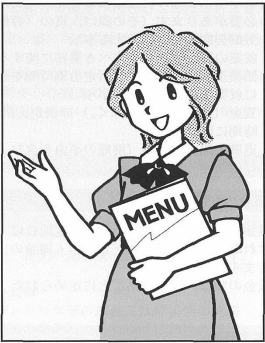
働く人の人権について、あなたが最近特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇は3つまで)



(平成20(2008)年 兵庫県・財団法人 兵庫県人権啓発協会)

## ●高校生等を使用する事業主の皆さんへ


### 高校生等を使用する 事業主の皆さんへ

高校生等 18 歳未満の年少者を、夏休み等にアルバイト等として使用する場合にも、労働基準法等の法律を守られなければなりません。

特に、年少者を深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時まで）に使用することは原則として禁止されています。

事業主の皆さんはもとより、生徒や周囲の皆さんもこのことについて十分留意しましょう。


厚生労働省

(厚生労働省)

## キーワード解説

### ▼ 労働基本権

日本国憲法では、第 27 条において「勤労権」を保障するとともに、第 28 条において、労働三権として「団結権」「団体交渉権」「団体行動権」を保障している。

### ▼ 国際労働機関 (ILO)

世界の労働者の労働条件と生活水準の改善を目的とする国際連合の専門機関であり、国際基準を設定する条約及び勧告を国際労働総会で採択することを機能の一つとしている。

### ▼ ディーセント・ワーク

ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）について、厚生労働省は以下のように整理している。

- ①働く機会があり、持続可能な生計に足る収入が得られること。
- ②労働三権などの働くうえでの権利が確保され、職場で発言が行いやすく、それが認められること。
- ③家庭生活と職業生活が両立でき、安全な職場環境や雇用保険、医療・年金制度などのセーフティー・ネットが確保され、自己の鍛錬もできること。
- ④公正な扱い、男女平等な扱いを受けること。

### ▼ 「ISO26000」

ISO（国際標準化機構）が平成22(2010)年に発行した国際規格の一つであり、様々な組織の社会的責任（SR）に関する手引である。社会的責任の7つの中核主題の一つとして、「人権」が設定され、「人権を守るためには、個人・組織両方の意識と行動が必要」「直接的な人権侵害だけでなく、間接的な影響にも配慮し、改善する」と示されている。

### ▼ 労働基準法 [昭和 22 (1947) 年]

労働者が人間らしい生活を営むための労働条件の原則を定めた法律である。

平成 22 (2010) 年、長時間労働を抑制し、労働者の仕事と生活の調和がとれた社会の実現という視点から改正が行われた。

第 1 条 労働条件は、労働者が入るに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない

2 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない

### ▼ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」

[平成 22 (2010) 年]

平成 19 (2007) 年の「憲章」「行動指針」策定後の施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、「ディーセント・ワーク」や「新しい公共」などの新しい概念や考え方を盛り込んだ。「憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会の 3 つの姿として、「就労による経済的自立が可能な社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、「多様な働き方、生き方が選択できる社会」を提示している。

## ●関係機関等

- (1) 厚生労働省 労働基準情報  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/index.html>
- (2) 厚生労働省 総合的な労働政策・労使関係  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoseisaku/index.html>
- (3) 内閣府 仕事と生活の調和推進室  
<http://www8.cao.go.jp/wlb/index.html>